

# 安曇野市自治基本条例 (案)

**安曇野市**

私たちのまち安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。地方のまちが困難な問題に直面しているいま私たちは、活力に満ちたまち、安全、安心に暮らせるまちをつくるため、地域の力を結集しなければならない。

市民一人ひとりに、まちづくりに参加する権利があると同時に、先人たちが守り育ててきたかけがえのない自然、誇るべき郷土の歴史と文化を継承し、後世に伝える役割がある。

安曇野市に暮らす誇りと責務を自覚し私たちはここに、自治の理念と市政運営の原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

**【解説】** 安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日、豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町による新設合併により誕生しました。新しい市の基本目標として「市民が主体に地域づくりに参画する」こととしています。少子高齢化や人口減少など、大きく変わる社会情勢に対応するため、市民一人ひとりが自治の主体として幸福に暮らせるまちづくりを目指すことが重要と考えます。また、先人たちが守り育ててきた豊かな自然環境や歴史・文化を後世に継承していかなければなりません。このことから、私たちは自治の理念と市政運営の原則を全ての市民が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定します。

法制度的には他の条例との位置づけは同じではありますが、他の条例を包括する条例でもあることから、市民会議では、自治基本条例は「最高規範」として位置づけることを第 2 条で規定します。

### 【市民会議の意見】

#### 【安曇野の地理的条件、自然環境】

- ・本市は、雄大な北アルプス山麓に広がる、自然豊かな田園産業都市…

市民会議では、条例や計画などで「北アルプス…」の文言が出てくるので、安曇野の地理的条件、自然環境については必要最小限に止めることとしました。

#### 【町村合併】

- ・本市は、平成 17 年 10 月 1 日、3 町 2 村の合併により誕生し…

市民会議では、地方分権社会の中で、平成の大合併の経過は盛り込んでいくべきとの意見がだされました。各町村の特性を活かしながら、市の一体感の醸成を図っていくこととしました。

#### 【安曇野の歴史・文化、社会情勢、目指す方向性】

- ・先人たちが守り育ててきた歴史、文化、伝統を引き継ぎ…
- ・社会情勢が大きく変化する中、私たちは自治の主体であることを自覚するとともに、安曇野に誇りと責任をもって自治に取り組まなければなりません。
- ・一人ひとりが健康寿命延伸をめざすとともに、いきいきと暮らせるよう…。

安曇野は先人たちの弛まぬ努力により現在があります。大きく変革する社会情勢を捉えた今後の市政運営が求められ、市民一人ひとりが責任を持って、主体的に行動することが重要であることについて盛り込みます。また、市が進める健康長寿のまちづくりの推進を図るため、一人ひとりが健康で長生きし、いきいきと暮らせる地域を目指します。

#### 【条例の制定（結び）】

- ・市民憲章を尊重し…
- ・ここに、自治の基本理念を明らかにし、みんなが主役のまちづくりを目指した…  
～自治の最高規範として、条例を制定します。

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 市民の権利及び責務（第6条－第7条）
- 第3章 市議会の役割及び責務（第8条－第9条）
- 第4章 市の役割及び責務（第10条－第12条）
- 第5章 市政運営（第13条－第22条）
- 第6章 危機管理（第23条）
- 第7章 区（第24条－第27条）
- 第8章 住民投票（第28条）
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市~~の執行機関~~の役割等を明らかにすること~~を通じ~~により、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を規定することを目的とする。

【解説】 条例が明らかにするもの、定めるものの趣旨と目的を明らかにしています。自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定めるとともに、市民、市議会及び市（市の行機関）の役割と関係を明らかにし、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を明記することとしました。

#### 【市民会議の意見】

- ・この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの…  
～市民、市議会及び市の執行機関\*の役割を明らかにする…  
～市政運営の基本的事項を定めるものとし…  
～市民主体のまちづくりを協働して推進していくことを目的とする…

### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等を踏まえ誠実に自治によるまちづくりを推進するものとする。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例~~、規則等~~を制定~~、若しくは改廃するとき、場合及び総合計画等の計画を策定するとき又は、政策~~の~~を立案及び実施にあつて~~るときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と~~の~~整合性を図るものとする。

【解説】 この条例を安曇野市における「最高規範」と位置付け、自治の基本的な原則、また市民、市議会及び市は条例を遵守し条例に基づき自治を推進することを定めることとしています。また、この条例以外の条例、規則等の制定及び総合計画の策定に当たっては、この条例を尊重し、また条例との整合性を図るものとしています。国の最高規範は、もちろん憲法ですが、“本市における”「最高規範」と位置付けています。

#### 【市民会議の意見】

- ・この条例は、本市の自治及び市政に関する基本的な原則を定めるもの…
- ・市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等に従い自治を推進…
- ・市民、市議会及び市は、この条例以外の条例、規則等を制定、改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。
- ・市民、市議会及び市は、基本構想等の計画策定、政策の立案及び実施にあつては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

## (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に居住住所を有する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組むもの

【解説】 市民の定義として、市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、及び市内で事業活動又は公益の増進に取り組むものとししました。市内に居住する者とは、市内に住所を有する人だけでなく、市内に住んでいる皆さんを「市民」としました。市内に通勤又は通学する者は、市外から市内の高等学校へ通う学生や市内の企業等に努めている人も含めて「市民」としました。また、市内で事業活動をする団体及び市内でNPO活動、ボランティア活動等行っている個人や団体も「市民」としています。

### 【市民会議の意見】

・次に掲げるものをいいます。

(1) 市内に居住する人

(2) 市内に通勤し、又は通学する人

(3) 市内で事業活動を、又は公益の増進に取り組む個人又は団体

(2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。

【解説】 「市」の定義として、市民会議の意見である「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会」に「地方公営企業」を追加しました。地方公営企業は、水道（上水道）事業及び公共下水道事業があり、「市」の定義に含まれます。

### 【市民会議の意見】

・市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会

(3) 自治 自らの地域を市民の意思及び責任において運営することをいう。

【解説】 日本国憲法に規定する「地方自治の本旨」は、自己決定、自己責任という地方自治の本来のあり方であり、一般的に「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなると解されています。その地方自治の本旨を表現しました。団体自治とは、地方に自治体を置き、その権限と責任において地域の行政を処理するもの、住民自治とは、地方行政を行う場合に、住民の意思と責任に基づいて処理をするものです。この条例の根幹となる部分です。

### 【市民会議の意見】

・自らの地域を自らの意思と責任において治めること

(4) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいう。

【解説】 市民会議の各意見を総合し、様々な能力や専門的な技術を持つ市民の多様性を活かすとともに、すべての市民が対等で地域課題の解決に参画し、暮らしてよかったと思える地域社会を構築するための活動としました。

【市民会議の意見】

- ・すべての市民が対等で、それぞれの持つ能力を活かし、相互の協力のもと、地域課題を解決し、暮らしやすい地域社会を実現すること

(5) 協働 市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動することをいう。

【解説】 「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針」における協働のまちづくりの定義は、「協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方が異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。」としています。協働は、今後自治を進める上でも重要な手段です。市民、市議会及び市は、自治推進の主体として、相互が対等で、信頼し、尊重し、役割を担いながら不足する部分を補い合うこととしています。

【市民会議の意見】

- ・市民、市議会及び市、あるいは市民相互の自主性を尊重し、それぞれの役割を担いながら対等な立場で、協力し、共に行動すること

(6) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成される計画をいう。

## (自治の基本理念)

第4条 市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、~~よりよい地域社会の創造~~まちづくりに向け、協働して自治を推進するものとする。

2 市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語又は文化の違いによって市民を差別することなく、~~すべての~~全ての基本的な人権を尊重して自治を推進するものとする。

3 市民、市議会及び市は、~~市民主体の~~自治を推進するためそれぞれが最善を尽くすものとする。

【解説】 自治の基本理念として、市民一人ひとり、また市議会や市の執行機関は、それぞれが主体的に担うべき役割を果たし、さらにそれぞれが協働することにより、住みやすい地域社会を形成していくこととしています。また、国籍、民族、言語、文化の違いをそれぞれが理解し、尊重するとともに、一人ひとりの人権を尊重することとしています。自治の推進にあたり、市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれが担うべき役割について、最善を尽くすこととしています。

【市民会議の意見】 (自治の基本原則)

- ・市民は、ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重し、まちづくりを進めます。

## (市政運営の基本原則)

第5条 市政運営にあたっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

(1) 協働の原則 市は、自治の基本理念を踏まえ、協働してまちづくりを推進すること。

**【解決】** 市民は、自治の主体として、それぞれが自治の基本理念に基づき、協働しながら課題の解決やまちづくりを進めることとしています。

**【市民会議の意見】**

- ・市民、市議会及び市は、それぞれの役割と責任のもと、参画と協働によるまちづくりを目指します。

(2) 情報共有の原則 市は、自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有すること。

**【解決】** 自治の主体である市民、市議会及び市の三者がそれぞれの役割分担を果たし、協働のまちづくりを推進するとともに、自治を推進していく上で必要な情報の共有を図ることとしています。

**【市民会議の意見】**

- ・市民、市議会及び市は、自らが考え行動する自治の理念を実現するため、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

(3) 法令遵守の原則 ~~すべて全ての法令等がを遵守されなければならない~~すること。

**【解決】** 市政運営を進めていく上では、公正に自治を推進することが求められ、法令の遵守を義務付けることとしました。

**【市民会議の意見】** (市民会議では、法令遵守は、「市政運営」に盛り込むこととした)

- ・市は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守…

## 第2章 市民の権利及び責務

### （市民の権利）

第6条 市民には、自治の基本理念に沿ったまちづくりを進めるため、市政に参画する権利がある。

- 2 市民には、市議会及び市が保有する情報について、知る権利がある。
- 3 市民には、法令等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利がある。

【解決】 市民は、自治の主体として、主体的・自主的に市政に参画する権利があることとしています。また、市議会や市政に関する情報について知る権利持つこととしています。市では「安曇野市情報公開条例」により、市民の権利に規定する「市政についての情報を知る権利」及び「まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利」を保障するため、情報公開及び情報共有について定めています。また、行政サービスの提供を受ける権利を規定しますが、サービスは条例や規則の規定に基づき、対象者が限定されることもあります。

#### 【市民会議の意見】

- ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有し…
- ・市民は、市政についての情報を知る権利を有し…
- ・市民は、市政に参画する権利を有し…
- ・市民は、法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受け…

### （市民の責務）

第7条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するものとする。

- 2 市民は、市政へ参画するにあたっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるものとする。

【解決】 市民は自治の主体としての自覚を持ち、自治に関心を持つとともに積極的にまちづくりに参画することとしています。また、市民は、市政に参画するにあたり、自らの提言が言い放しでなく、発言に責任を持った行動に努めることとしています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市民は、自治の主体として意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、市との協働によりまちづくりを推進し、暮らしやすい地域社会の実現に努め…
- ・市民は、まちづくり及び市政へ参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努め…
- ・市民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努め…

### 第3章 市議会の役割及び責

#### (市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、議会の権能の範囲において政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。

2 市議会は、市政運営を監視するものとする。

3 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表することで市民及び市との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めるものとする。

4 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報に管理し、利用しなければならない。

【解説】 「安曇野市議会基本条例」(平成25年条例第29号)が制定されていることから、この「議会基本条例」を尊重したものとすることとし、市議会の役割及び責務について基本的な事項を掲げています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市議会は、選挙で選ばれた議員をもって構成される意思決定機関であり、政策立案、政策提言等行う権能とともに、市政運営を監視する権能の行使に努める…
- ・市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表し、市民及び市との情報共有に努めるなど、開かれた議会運営に努め…

#### (議員の責務)

第9条 議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能が十分に発揮されるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

【解説】 「安曇野市議会基本条例」(平成25年条例第29号)が制定されていることから、この「議会基本条例」を尊重したものとすることとし、市議会議員について基本的な事項を掲げています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市議会議員は、市民全体の福祉の向上を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己研さんに努め、議会機能を発揮させるよう誠実かつ公正に職務を遂行…

## 第4章 市の役割及び責務

### （市長の役割及び責務）

第10条 市長は、自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとする。

2 市長は、市政運営の原則に**従**則り、必要な財源の確保に努めるとともに、~~市の~~総合計画の策定及び政策の**立案**、**これらの実施**並びに評価を行うものとする。

【解説】 市長は、地方自治を担う二元代表制の一つとして位置づけられたものであり、市政に対する市民からの信託に基づき公正かつ誠実に市政運営を執行しなければならないこととしています。また、今後の市政は地域経営体としての視野を持ち、市民主体の自治及び協働のまちづくりの推進を基盤として、より効率的かつ効果的な市政運営に努めることとし、市の計画の策定や政策の実施、評価を行うものとしています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市長は、本市の代表者として、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、本市の自治を推進します。
- ・市長は、自治の基本原則に基づき、必要な財源の確保に努めるとともに、市の計画及び政策の策定、実施、評価を行います。

### （市の役割及び責務）

第11条 市は、市政運営の原則に則り、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行するものとする。

【解説】 権限とは、地方自治法第7章に規定する市長の権限（統轄し代表する権利、事務の管理及び執行の権限、事務を担当する権利など）及び同法138条の4に規定する市長を除く市の執行機関の権限であり、その権限と責任により、公正かつ誠実な市政運営に努めることとしています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。
- ・市は、市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。
- ・市は、市民の意見が市政へ反映されるよう、市政への市民の参画を推進…

### （職員の責務）

第12条 職員は、市民との信頼関係を高めることに努めるものとする。

2 職員は、市政運営の原則に**従**則り、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

3 職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

**【解説】** 職員は、地方公務員法第 30 条「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」の規定のとおり、全体の奉仕者として法令遵守することは当然であり、市民との信頼関係を構築し、公正かつ誠実に職務を遂行していくことについて定めます。

職員は、自治を推進するコーディネーター役であり、社会情勢の大きな変化に伴う地域課題の多様化・複雑化、市民ニーズの高度化など、これらに対応できるプロフェッショナルとしての能力が求められることから、自ら知識や技術の向上に努めることについて定めます。

**【市民会議の意見】**

- ・職員は、全体の奉仕者として、市民との信頼関係のもと、公正かつ誠実に職務の遂行に努めます。
  - ・職員は、多様化する地域課題及び高度化する行政需要に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。
  - ・職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組む…
- 市民会議では、「職員はまちづくりのコーディネーター役であり、市民とともに自治を進めていく」などの意見が出されました。

## 第5章 市政運営

### (市政の透明性及び信頼性)

第13条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

【解説】 市政を進める上で、市民や市議会に対して透明性を確保すること、また信頼性のあることが必要であることとしました。

### (総合計画)

第14条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、~~基本構想を定めるとともに、基本計画及び実施計画で構成される計画（以下「総合計画」という。）基本構想の実現を図るため、基本計画総合計画~~を策定するものとする。

~~2 市は、基本構想及び基本計画にもとづく個別計画を策定するときは、基本構想及び基本計画総合計画との整合と連動を図るものとする。~~

~~2 市は、基本構想、基本計画総合計画及びその他個別計画を策定するにあたっては、市民が参画する機会を設けるものとする。~~

【解説】 平成23年地方自治法の改正により、各自治体において基本構想の策定義務がなくなり、策定及び策定において市議会の議決を経るかについては、それぞれの自治体に委ねられることとなりました。総合計画は、市の総合的、計画的に市政を運営する最上位の計画であり、本市において策定することとしています。したがって、その他の個別計画を策定する場合は、この条例との整合性を図るものとしています。また、総合計画や個別計画を策定する場合は、市民の参画の機会を保障することとしています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市は、総合的、計画的な市政運営を行うため、基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定します。
- ・基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図ります。
- ・市は、基本構想、基本計画その他個別計画を策定するにあたっては、市民参画の機会を保障します。

### (財政運営)

第15条 市は、財政の健全性を確保維持し、~~将来にわたって持続可能な財政運営に努めるを図る~~ものとする。

2 市は、財政運営の状況を公表し、分かりやすい説明を行うものとする。

【解説】 自治体経営という視点から、持続可能な行財政運営が図られるためにも、健全財政の確保、最小経費で最大の効果をあげることが重要です。また、市の財政状況を市民に見える形で公表することも重要であることとしています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市は、財政状況を的確に把握し…
  - ～持続可能な財政運営を行う…
  - ～最小の経費で最大の効果をあげるよう…
  - ～財政の健全性を確保する
- ・市は、財政運営の状況を市民にわかりやすく公表するよう努める…

## （情報の公開提供）

第16条 市は、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市民の参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

【解説】 市政を運営していく上で、市民の参画は欠かせないものであり、そのためにも市民の市政に対する理解と信頼が必要と考えます。また、市民の市政への参画を促進するための市が保有する情報の公開に関する事項については、本条例第6条「市民の権利」で規定しています。

### 【市民会議の意見】

- ・市は、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参画を促進するため…
- ・すべての市民の知る権利の実効的保障…
- ・市は、市の保有する情報が市民の共有財産で…積極的に情報を提供し…
- ・市民の求めに応じ、情報を適正に公開…

## （個人情報保護）

第17条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、~~利用する~~取扱うものとする。

【解説】 「安曇野市個人情報保護条例」を尊重するとともに、その条例の枠組みを自治基本条例に盛り込みます。市民の基本的な人権の擁護や構成で開かれた行政運営の推進を図るため、市は保有する個人情報を保護することとします。

### 【市民会議の意見】

- ・市は、個人の権利及び利益を保護するため…
- ・基本的な人権の擁護及び公正で開かれた市政の確立に資するため…
- ・市は、市民の基本的な人権を守るため…

## （附属機関）

第18条 市は、附属機関の委員を~~選出~~選任するにあたり、市民の幅広い意見が反映するよう努めるものとする。

- 2 市は、附属機関の委員を~~選出~~選任するにあたり、必要に応じて専門的観点からの意見が反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、附属機関の運営にあたり、公正が確保されるよう努めるものとする。

【解説】 「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」を尊重して盛り込みます。

附属機関の委員の選考に当たっては、市民の幅広い意見が市政に反映できるよう、また専門的な観点から意見が反映できるよう努めることとしています。また、附属機関の運営にあたっては、公正な市政運営を図るため中立性及び公平性に配慮しなければならないこととしています。

### 【市民会議の意見】

- ・附属機関の委員の選出にあたっては、市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の市政への反映並びに公正の確保を図る…

## (パブリックコメント)

第 19 条 市は、協働のまちづくりを実現し、開かれた市政を実現するため、市の重要な条例~~や~~又は計画の策定等にあたり、事前に案を公表し、**市民から**広く意見を聴取するとともに、これらに対する市の考え方の公表に努めるものとする。

【解説】 「安曇野市パブリックコメント手続実施要綱」を尊重して盛り込みます。

「参画」の定義として「市政に関する企画、立案、実施及び評価の各段階において関わること」としており、そのための多様な手法を整備する必要があり、特にパブリックコメントについて決めました。パブリックコメントでは、市の重要な条例の制定や計画の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民から意見を聴取することとしています。

### 【市民会議の意見】

- ・市長は、市の政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と行政の協働のまちづくりの実現、及び開かれた市政を推進するため、市の重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民に事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長の考え方の公表に努めます。

## (市政運営に関する応答責任)

第 20 条 市は、市政運営に関し意見、質問、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

【解説】 行政運営に関して市民から苦情等があった場合は、市の執行機関は速やかに状況確認を行い、必要に応じて業務等を改善するなど、適切かつ迅速な措置を講ずることとしています。

### 【市民会議の意見】

- ・市は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答します。

## (政策に関する説明責任)

第 21 条 市は、~~総合計画、個別計画及び政策、並びにこれらの政策や政策決定の理由、又は計画の策定経過や、事業の~~実施にあたり掲げた目標等を市民に分かりやすく説明をするものとする。

【解説】 市民参画と協働のまちづくりの推進を図るため、政策を立案する段階から評価及び改善に至るまでの過程で、その内容や経過、あるいは効果などについて市民に分かりやすい説明をすることとします。

### 【市民会議の意見】

- ・市は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすい説明をします。

## (行政評価)

第 22 条 市は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証することを目的に行政評価を行うものとする。

2 市は、行政評価の結果について公表し、市民に分かりやすく説明するものとする。

【解説】 「安曇野市行政評価実施要綱」を尊重して盛り込みます。

総合計画の適正な進行管理と行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証するための行政評価を実施することと  
しています。このことにより、効果的かつ効率的な市政運営を図り、またその評価の結果を公表し、市政運営の透  
明性を高めることとしています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市は、行政運営の透明性及び信頼性の向上、総合計画の適正な進行管理並びに行政資源の効果的な活用を図る  
とともに、職員の意識改革を目的に行政評価を行います。
- ・市は、行政評価の結果について市民に分かりやすく公表します。

## 第6章 危機管理

### （危機管理）

第23条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常~~時~~事態に備え、  
市民の身体及び生命、財産の安全性の確保に努めるものとする。

2 市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民及び関係機関と協力・連携を図るも  
のとする。

3 市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。

【解説】 市民の身体、生命、財産を脅かす危機として、「自然災害、重大な事故や事件、感染症の拡大その他の非  
常時」を想定しています。市民を災害等から守るため、警察、保健所など関係機関、近隣市町村、姉妹都市などと  
の連携、民間との各種災害協定の締結などを考えています。また、市民相互の日常的な支え合いによる相互支援に  
ついて定めています。

#### 【市民会議の意見】

- ・市議会及び市は、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他非常時に備え、市民の身体、生命及び  
財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関との  
協力、連携を図ります。
- ・市民は、市民相互の支え合いを大切にし、相互支援を図ります。

## 第7章 区

### （区の定義）

~~第24条 以下の各号をすべて満たす自治組織を区とする。~~

~~（1）本市の区域内にある自治組織であること。~~

~~（2）区長が安曇野市区長会（各区相互の連携による地域課題の解決及び各区の発展を目的に、すべて  
の区長で構成される）に所属していること。~~

（定義）

第24条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）区 本市の区域内にある自治組織であって、その代表者が安曇野市区長会に属するものをいう。
- （2）安曇野市区長会 各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織をいう。

【解説】 区は任意組織であるため、この条例における定義として、安曇野市区長会に所属する自治組織としています。安曇野市区長会の規約では、目的を「各区の発展と相互の親睦」としていますが、近年、少子高齢化、人口減少など社会情勢が大きく変わってきている中で、地域課題も多様化、複雑化してきていることから、市区長会では、所属する各区の連携を図ることにより、地域課題の解決を進めています。この条例では、区の定義を本市の区域内

## （区の役割）

第 25 条 区は、支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決し、~~することにより~~、~~協働により~~地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り~~出す役割を担うものとする~~出すよう努めるものとする。

【解説】 市区長会で作成した「区マニュアル」において、区は「支え合い、助け合う連帯感により、安全・安心な地域を目指し、様々な地域課題を協働により解決するコミュニティの基盤となる自治組織」と位置づけています。このことから、区民相互の支え合いと助け合いの下、区が抱える地域課題に対し、区民一人ひとりが自ら取り組むと同時に、協働により福祉の向上、安全で安心な地域を創り出すこととしています。

### 【市民会議の意見】

- ・ 区は、地域の多岐にわたる課題を区民自ら総合的に対応し、また区民の福祉向上、安全で安心な地域づくりを自ら創り出す組織…

## （区への加入）

第 26 条 本市の区域内に~~居住し、又は住所を有し、又は居住する者は、居住地または住所を有する~~区へ加入するよう努めるものとする。

2 区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

【解説】 区への加入する対象を、「本市の区域内に居住し、又は住所を有する者」とし、区への加入は努力義務としています。また、区へ加入した場合は、お互いに支え合い、それぞれが主体的にまちづくりに関わることとしています。

区への加入については、市と区が協力し、促進を図っています。区未加入の要因として、「隣近所つきあいの煩わしさ」「役員を引き受けられない」「区費など負担金が払えない」など、多岐にわたっています。しかしながら、防災面からも、今後隣同士の顔の見える関係による支え合い、助け合いの地域づくりが一層求められています。このことから、市民会議においても、区への加入については表現を考慮した上で、条例に盛り込むことを前提に審議を進めました。検討は、区への加入を「義務化」とするか「努力義務」とするかでしたが、「基本的に、加入は個人の意思によるもの」「区への強制加入により逆効果が生まれる」などの意見も多かったことから、「努力義務」としました。また、対象は区内に住所を有する人だけでなく、区内に居住する人や事業所なども含めるものとし、高齢者などの区費や役員の負担の軽減も考慮しつつ、住民の主体的な地域づくりを目指します。

### 【市民会議の意見】

- ・ 本市に居住する市民は、区へ加入するものとし、相互の支え合いと協力の下、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努めます。

## （区への支援）

第 27 条 市は、区の~~役割と~~目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。

【解説】 安曇野市誕生以来、区と市は対等なパートナーと位置づけてきました。今後の協働のまちづくりを推進する上で、区は特に重要な主体であり、区と市は多様化する課題を協働により解決し、市民一人ひとりが心豊かに暮らせる地域社会を構築するための両輪となります。また、市民の皆さんの福祉向上や安全で安心な暮らしを守るためには、区の協力が不可欠であり、区へ依頼する事項も多岐にわたってきました。市は、区の負担軽減を図るとともに、区の自立した運営による地域力の向上を図るため、財政的な支援あるいは人的な支援など、必要な支援を行うこととしています。

### 【市民会議の意見】

- ・区は市との対等なパートナーとして…
- ・市は、区の役割を尊重するとともに、その活動が促進され、地域力が向上するよう支援します。

## 第 8 章 住民投票

### （住民投票）

第 28 条 市長は、市政運営又は政策上の特に重要な事項について、~~地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に定められた手続きを経て~~住民投票を実施することができるものとする。

➡ 2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。

➡ 3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【解説】 市民ワークショップでは、住民投票そのものの是非、またその制度について「逐次型」か「常設型」か、様々な意見が出されました。市民会議では総意として、住民投票に関する項目を盛り込むことが合意されました。また住民投票の進め方については、市民会議の議論を踏まえ、地方自治法の規定によるものとししました。

我が国の地方自治制度は、市民の代表である市議会と市長による二元的な間接民主主義を採用しており、住民投票は現状の仕組みを補完する役割を果たします。地方自治法第 74 条では、「選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署により、条例の制定の請求ができる」こととしており、改めて自治基本条例において明記はしないものとししました。また、市議会と市長は住民投票の結果を尊重するものとし、その上で意思決定を行うことについて定めています。

住民投票は、市民生活や市政において大きな影響を及ぼします。住民投票に関わる個々の事案は、すべてその重要性の高い案件であることから、個々の事案に対して、それぞれ条例を制定して住民投票を実施することについて定めています。

### 【市民会議の意見】

- ・市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。
- ・本市の市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）の規定に従って、その代表者から市長に対して住民投票に関する条例の制定を請求することができます。
- ・市議会及び市は、住民投票の結果を尊重します。
- ・住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

### (自治基本条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間~~の中で~~において、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合しているか~~どうか~~を検証及び検討するものとする。

3 市長は、前項に規定する検証及び検討の結果を踏まえ、条項の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、第1項に規定する検証・検討~~または又は~~前項に規定する措置を講じた以降は、5年間を超えない期間~~で~~において~~第1項及び前2項に規定する事項を実行するの例により~~この条例の見直しを行うものとする。

**【解説】** 市民会議において、本条例の見直しの必要性は総意によるものでした。見直しの時期については、施行直後の最初の見直しの時期と、その後の見直しのサイクルについて審議を進めました。その上で、施行直後の見直しは3年を超えない期間とし、その後は5年間を超えない時期とし、またその間に本条例の各条項が本市の推進すべき方向やその時点での社会情勢と照らし合わせ、条例の見直しが適当と判断した場合には、見直しを行うということについて定めています。

### **【市民会議の意見】**

- ・市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間の中で、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討するものとする。
- ・市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。
- ・市長は、第1項に規定する検討または前項に規定する措置を講じた以降は、5年間を超えない期間で第1項及び前項に規定する事項について行います。